

BaycomNETBiz×HH IP Phone 契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、BaycomNETBiz×HH IP Phone 契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより BaycomNETBiz×HH IP Phone（以下「IP電話サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
IP電話サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービスの付加機能として、電話機から入力された音声をデジタル化し、通話するサービス
利用契約	当社からIP電話サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信設備	電気通信を行うための機械、用具、線路その他の電氣的設備
契約者回線	契約者が電話端末利用に際してNTTと契約している電気通信回線
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます）第九条第1項の登録を受けた者をいいます。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
IP電話サービス取扱所	IP電話サービスに関する業務を行う当社の事業所又は当社の委託によりIP電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
事業法施行規則	電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している、以下の電気通信事業者 アイテック阪急阪神株式会社

第2章 契約

第4条（サービスの種別）

契約には、当社が別に定める料金表に記載する品目があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約者回線一回線ごとに、一の利用契約を締結します。この場合、契約者は一の利用契約につき一人に限ります。

2 当社は一の契約ごとに一のＩＰ電話サービス用電話番号を定めます。ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話サービス用電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定によりＩＰ電話サービス用電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第6条（契約の成立）

利用契約は、ＩＰ電話サービス用電話番号の利用申込み者（以下「申込み者」といいます。）があらかじめこの約款を承認したうえで第9条（申込み方法）の規定により申込みを行い、当社がこれを承諾したときに成立します。

第7条（利用契約申込みの撤回等）

申込み者は、利用契約申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。

2 前項の規定による利用契約の申込みの撤回は、前項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定により利用契約の申込みの撤回を行った者は、実際に支払った利用契約料の還付を請求することができます。ただし、予め利用契約申込みの撤回をする意思をもって利用契約の申込みを行った場合等、利用契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 申込み者が利用契約の申込みを撤回する場合、当社は現状復旧に要する費用等を申込み者に請求することができるものとします。

第8条（提供区域）

ＩＰ電話サービスの提供区域は、当社が別に定めるところによります。

第9条（申込み方法）

ＩＰ電話サービス申込み者は、所定の方法により必要事項を当社に提出して申込みを行うものとします。

第10条（申込みの承諾等）

当社は、ＩＰ電話サービスの利用申込みがあったときは、原則として申込みを受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、ＩＰ電話サービスを利用するための機器を設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合等、当社が必要と認めたときは、ＩＰ電話サービスの加入申込みの承諾を延期し前項の順序を変更することがあります。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ＩＰ電話サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。

- （1）当該申込みに係るＩＰ電話サービスの提供に必要な電気通信設備の新設、改修又は保守が、当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難なとき
- （2）申込み者が当該申込みに係る契約上の義務を怠ることが明らかなとき
- （3）申込み者が第31条（提供の中止）第1項に該当し、現にＩＰ電話サービスの提供を当社から停止されているとき
- （4）利用申込書に虚偽の事項を記載したとき
- （5）当社提供モデムがＩＰ電話サービスに適合しない場合
- （6）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

4 前項の規定によりＩＰ電話サービスの利用申込みを承諾しない場合は、当社は、申込み者に対しその旨を通知します。

第11条（契約事項の変更）

契約者は、契約事項の変更を書面により当社に請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条（申込みの承諾等）の規定に準じて取り扱います。

第12条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、当該変更の事実を証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

第13条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線を他に転用することなく一時的にＩＰ電話サービスの利用の中断を行います。

２ 前項の一時中断の期間は、中断開始の日から起算して１年を限度とします。

第１４条（権利の譲渡）

契約者が利用契約に基づきＩＰ電話サービスの提供を受ける権利（以下「利用権」といいます。）の譲渡は、当社の承諾を得なければその効力を生じません。

２ 利用権の譲渡について当社の承諾を得ようとする契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求していただきます。ただし、契約者が利用権の譲渡に関する手続きの一切を当該譲受人に委任した旨を記載した書類又は同様の事実を公的機関が証明した書類の添付があるときは、譲受人が単独で請求することができます。

３ 前項の請求があったときは、当社は、第１０条（申込みの承諾等）の規定に準じて取り扱います。

４ 当社が利用権の譲渡を承諾したときは、譲受人である新しい契約者は、当該利用契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第１５条（法人契約者の地位の承継）

契約者である法人の合併その他の理由による地位の承継が行われたときは、当該地位を承継した法人等は、当社が別に定める書面に承継の事実を公的機関が証明した書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

２ 前項の場合、当社は、第１０条（申込みの承諾等）の規定に準じて取り扱います。

第１６条（個人契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡したときは、当該個人に係る利用契約は終了します。ただし、相続開始の日から２週間を経過する日までに当社に申出ることにより、相続人（１人に限ります）は、死亡した契約者の当該利用契約上の地位を承継し引き続きＩＰ電話サービスの提供を受けることができます。

２ 前項のただし書きの場合、当社は、第１０条（申込みの承諾等）の規定に準じて取り扱います。

第１７条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、ＩＰ電話サービスを解除するときは、当社に対し解除の１０日前までに書面によりその旨を通知していただきます。

２ 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第１８条（当社が行う契約の解除）

当社は、第３０条（提供の停止）の規定によりＩＰ電話サービスの提供を停止された契約者が、当該停止の原因となった事由を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

２ 当社は、契約者が第３０条（提供の停止）各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく利用契約を解除出来るものとします。

３ 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

４ 当社は、第１項及び第２項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第３章 付加機能

第１９条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところによりＩＰ電話サービスに係る付加機能を提供します。ただし、当該契約者が必要な費用の支払を怠りもしくは怠るおそれがある場合又は技術的困難がある場合には、その請求を承諾しないことがあります。

第20条（付加機能の解除）

契約者は、付加機能を解除しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 当社は、利用契約が解除となった場合には、当該契約に係る付加機能を解除したものと取り扱います。

第4章 端末設備の接続

第21条（端末設備の貸与）

当社は、別に定める料金表により端末設備を提供します。

2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した端末設備の交換を請求できません。

3 前項の場合、契約者は、端末設備を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した端末設備を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表により端末設備の弁済金を当社に支払うものとします。

4 契約者は、契約が解除されたときは貸与した端末設備を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により端末設備の弁済金を当社に支払うものとします。

第22条（端末設備の運用）

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、端末設備に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2 契約者は前項の更新を承諾するものとします。

第23条（自営端末設備の接続）

契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。

2 前項の規定にかかわらず、契約者は、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第三十二条第1項第五号に基づき登録を受けた者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続することはできません。

第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第三十二条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第5章 自営電気通信設備の接続

第25条（自営電気通信設備の接続）

契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

（2）その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となるとき。

3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第三十二条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、第2項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第26条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第6章 回線相互接続

第27条（回線相互接続の請求）

契約者は、契約者回線の終端において、又は終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求を行うことができます。この場合、契約者は、当社が別に定める書類に次の事項を記載のうえ当社に提出していただきます。

- （1）接続に係る電気通信回線の名称
- （2）接続を行う場所
- （3）接続を行うために使用する電気通信設備の名称
- （4）その他接続の請求の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の請求があったときは、接続に係る当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の承諾が得られない場合を除き、その請求を承諾します。

第28条（回線相互接続の変更）

契約者は、前条（回線相互接続の請求）の規定により届け出た接続の内容に変更が生じたときは、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

第29条（回線相互接続の廃止）

契約者は、第27条（回線相互接続の請求）の規定により届け出た接続の内容を廃止したときは、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

第7章 提供の停止等

第30条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめその理由を契約者に通知したうえで、IP電話サービスの提供を停止することがあります。

- （1）利用契約上の債務の履行を怠ったとき
- （2）他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに契約者回線に接続したとき
- （3）第23条（自営端末設備の接続）、第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第25条（自営電気通信設備の接続）、第26条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき
- （4）第49条（契約者の義務等）の規定に違反したとき

第31条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、IP電話サービスの提供を中止することがあります。

- （1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- （2）第32条（提供の制限）の規定によるとき

2 当社は、前項の規定によりIP電話サービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第32条（提供の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保又は秩序の維持のために緊急を要する事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、IP電話サービスの提供を制限することがあります。

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 3 I P電話サービスの利用者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その提供を制限することがあります。

第8章 料金等

第33条（料金及び契約に関する費用）

I P電話サービスの利用に係る初期費用、契約に関する費用、利用料金、付加機能の提供に伴って必要となる費用及び契約事項の変更に伴って必要となる費用は、料金表に定めるとおりとします。

2 I P電話サービスの申込みに際して、契約者が特定協定事業者に依頼した工事等に関する費用は、特定協定事業者の定めに従い、契約者が特定協定事業者に支払うものとします。

第34条（契約者の支払義務）

契約者は、前条に定める費用の支払いを要します。

2 初期費用の支払義務は、利用契約が成立したときに発生します。なお、当社は、契約解除による初期費用の払い戻しは行いません。

3 利用料金の支払義務は、第36条（課金開始日）に規定する課金開始日に発生します。

4 契約に関する費用の支払義務は、工事に着手したときに発生します。ただし、工事の着手後完了前に契約解除又はその工事の取り消しがあった場合は、契約者は、既に着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

5 契約事項の変更に伴って必要となる費用の支払義務は、当社が第11条（契約事項の変更）に規定する請求を承諾したときに発生します。

6 付加機能の提供に伴って必要となる費用の支払義務は、当社が第19条（付加機能の提供等）に規定する請求を承諾し、付加機能の提供を開始した日に発生します。

7 第30条（提供の停止）の規定によりI P電話サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

8 第31条（提供の中止）の規定によりI P電話サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、第46条（利用不能の場合における料金等の精算）の規定により取り扱います。

第35条（利用料金等の支払方法）

I P電話サービスの利用料金は、毎月分を当社が別途定める日に支払っていただきます。

2 初期費用は、利用契約の成立後、当社が別途定める日に支払っていただきます。

3 契約に関する費用又は契約事項の変更に伴って必要となる費用は、当該契約又は当該変更の完了後、当社が別途定める日に支払っていただきます。

4 付加機能の提供に必要な費用は、毎月分を当社が別途定める日に支払っていただきます。

5 契約者は、当社の指定する方法により支払期日の到来する順序に従ってその料金等を支払っていただきます。

第36条（課金開始日）

I P電話サービスの利用料金は、工事完了日を起算日とします。

2 当社に起因する事由により、契約者が特定協定事業者の工事完了日に利用開始出来なかった場合は、利用開始が可能となった日を起算日とします。

3 付加機能の提供に伴う料金は、当社が付加機能の提供を開始した日の属する月分より課金を開始します。

第37条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第38条（割増金）

契約者は、利用料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた金額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第39条（延滞利息）

契約者は、IP電話サービスの利用料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第40条（契約解除に伴う利用料金の精算方法）

利用契約が解除された場合は、契約者は、当該解除があった日の属する月分のIP電話サービスの利用料金を当社に支払っていただきます。

第41条（付加機能の解除に伴う料金の精算方法）

当社は、付加機能の解除に伴う料金の精算については、前条の規定に準じて取り扱います。

第42条（端数処理）

当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第9章 保守等

第43条（保守）

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

第44条（設備の修理又は復旧）

契約者は、IP電話サービスの利用中に異常を発見したときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 前項の請求に基づいて当社が係員を派遣し、当社が設置した電気通信設備について異常の有無を調査した結果、異常の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったと認められるときは、その派遣に要した費用は契約者に負担していただきます。

3 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うことの出来る順序で、その電気通信設備を修理し、又は復旧します。

第45条（電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等）

当社が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術基準等の変更が生じた場合、契約者の負担による自営端末設備もしくは自営電気通信設備の変更又は改造が必要になることがあります。

第10章 損害賠償等

第46条（利用不能の場合における料金等の精算）

当社は、IP電話サービスを提供すべき場合において、契約者の責によらない事由によりその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第47条（免責）

当社は、前条の場合を除き、契約者がIP電話サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。

2 当社は、契約者回線その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に際し契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合は、当該損害が当社の故意又は重大な過失によるときを除き、当該損害を賠償しません。

第11章 雑則

第48条（協定事業者等からの通知）

契約者は、当社が、IP電話サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者等から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第49条（契約者の義務等）

当社は、IP電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等無償で使用出来るものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する一切の責任を負うものとします。

2 契約者は、当社又は当社の指定する業者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため設置に係る土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めたときは、これに協力していただきます。

3 契約者は、国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

4 契約者は、IP電話サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- (3) 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
- (4) 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
- (5) 上記各号の他、違法行為
- (6) 約款に違反する行為その他IP電話サービスの運営を妨げるすべての行為

第50条（裁判管轄）

契約者と当社の間でIP電話サービスの利用契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、当社の所在地の裁判所をもって第一審の管轄裁判所とします。

第51条（相互接続事業者のIP電話サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のIP電話サービス利用契約についても解除があったものとします。

第52条（契約者の切分け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要望があった場合には、当社が別に定めるIP電話サービス取扱所又は当社が指定する者が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第53条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由

があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第54条（契約者に係る情報の取扱い）

当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。また、契約者の個人情報に関する窓口業務を当社担当部署で実施します。

2 当社が契約者の個人情報を利用する目的は以下の通りです。

- （1）サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行
- （2）契約者のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、メンテナンス情報などの送付
- （3）電子メール、ダイレクトメールなどを通した、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
- （4）サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
- （5）個人を識別できない開示用統計データの作成

上記以外の目的で利用する場合は事前に契約者の同意を得るものとします。

3 当社は契約者が本サービスにお申込みの場合は、契約者の個人情報についてサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、契約者の個人情報を金融機関に提供します。

4 当社は前三項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、契約者の同意なしに契約者の個人情報を第三者に提供することはありません。

5 当社は契約者に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。

- （1）サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
- （2）通信・ネットワークの設定、管理業務
- （3）請求書・連絡文書などの配送業務
- （4）ダイレクトメールなどの販売促進業務
- （5）ヘルプデスク業務
- （6）料金督促業務

6 契約者から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。

付則

1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

2 この約款は、2026年7月1日より実施します。（一部改訂）

＜クレジットカード支払いに関する特約＞

1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

【料金表】

050IP電話基本料金（税別）

基本料金	月額	固定タイプ	700円
		コードレスタイプ	950円
		コードレスタイプ（追加子機）	450円
		アダプタタイプ	600円
初期費用	1回線当たり		0円

※本サービスは、インターネットサービスのオプションとなりIP電話のみのご契約はできません。

※電話端末のレンタル料（PBX利用料含む）が含まれています。

※別途通話料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料が必要です。

通話料

		通話種類	通話料(発信時)
サービス対象	1	Baycom IP、TigersnetIP電話ご契約者同士の通話(発信・着信)	無料
	2	他ISPのIP電話サービスとの通話(発信・着信)	無料(提携ISP相互)
	3	国内通話(市内・市外)(発信・着信)	8.69円/3分
	4	国際通話(発信・着信)	例) アメリカ9円/分(免税)
		衛星電話(発信)	
	5	携帯電話(発信・着信)	20.9円/分
	6	PHS(発信・着信)	22円/90秒
サービス対象外		110番、119番などの緊急通話を含む3桁番号への通話	
		0120、0570などではじまる番号への通話	
		キャッチホン、着信番号表示など電話事業者の独自サービス	

弁済金 固定タイプ：15,000円 コードレスタイプ：27,000円 子機のみ：27,000円 アダプタタイプ：10,000円

(注) 料金表示額には消費税等相当額を含みません（ただし国際回線を除く）。